

日本共産党茨城県委員会委員長 上野 高志 殿
日本共産党茨城県議会議員 江尻 加那 殿

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県庁秘書課職員の自死について、遺族の意向により行った調査の「再調査」を
求める要望書について（回答）

2025年6月3日付けで要望があったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

茨城県の職場環境等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）による調査は、以下の
とおり適切に実施されており、再調査を行う考えはありません。

- 【1. 先の「茨城県の職場環境等に関する調査委員会」がパワハラも過重労働もなかったと判断
した理由と、調査委員会が聞き取りを行った「ご遺族及び関係職員」の範囲を明らかにする。】
- 調査委員会は、パワーハラスメントの有無について厚生労働省の基準により判定しており、
当基準は、本県要綱のほか、裁判例でも使用されております。
 - 調査委員会は、過重労働の有無について、時間外勤務の状況や休暇取得状況などを調査し、
厚生労働省の基準により判定しております。
 - 調査委員会は、遺族の要望を受け、第1回委員会において内容を非公開とすることを決定し
ております。また、調査委員会は調査において遺族及び関係者への聞き取りを実施しましたが、
調査対象や聞き取り内容を公開されないことを前提としなければ、対象者から率直な意見の聴
取は困難であり、遺族及び関係職員の範囲は非公開とするべきと判断しております。
- 【2. パワハラも過重労働もなかったと判断した調査結果に対するご遺族の意向を、県はどのよ
うに確認し、把握しているのか示す。】
- 調査委員会からの報告書は、令和7年2月7日に調査委員会の委員同席のもと、全てのご遺
族と面会のうえ報告書を渡し、内容の詳細を説明しておりますが、その際に確認した調査結果
に対するご遺族の意向について、県で回答する立場にはありません。
- 【3. 再調査にあたって、調査方法等に対してご遺族や関係職員の意向を反映させたものとする。
調査委員は高い中立性を担保するとともに、幅広い職能から複数人ずつ構成する。聞き取り調
査に加え、知事部局全職員にアンケートを実施して県庁全体のパワハラや過重労働の実態をつ
かむ。】

- 調査委員会は日弁連のガイドラインに準拠して構成され、委員は県弁護士会、県公認心理師協会、県社会保険労務士会から推薦をいただいた4名の委員に就任いただいております、県との利害関係もなく、中立性は十分に担保されておりました。なお、調査委員会の調査及び審議に、県は一切関与しておりません。
- 当事案に係る調査方法は、調査委員会において決定されております。

【4. 再調査内容と結果の公表について、ご遺族の意向やプライバシーを尊重すると同時に、公共性・公益性に資する内容を積極的に適切に公表し、パワハラや過重労働を一掃する。】

- 県の公表範囲は、調査委員会における非公開の決定、特定の個人に関する情報及びご遺族の意向を考慮し、顧問弁護士にも相談のうえ、十分に検討したものであり、これ以上、報告書等の内容を公表はすべきでないと判断しております。

なお、令和7年2月に公表したとおり、県庁における各種ハラスメントの防止を徹底するため、今後、定期的な職員向け調査を実施していくこととしております。